

○長崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成13年10月30日

告示第415号

改正 平成15年6月19日告示第314号

平成17年9月26日告示第498号

平成18年9月26日告示第705号

平成22年2月2日告示第57号

平成27年12月28日告示第794号

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく審判の請求（以下「審判請求」という。）及び審判請求により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の事前考察)

第2条 市長は、家庭裁判所に審判請求を行うに当たっては、審判請求の対象者（以下「本人」という。）に関し次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- (3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 親族等がない場合にあつては、審判請求をしようとする三親等又は四親等の親族の存在の把握状況
- (5) 本市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援の効果

2 市長は、前項に定める考察を行う際には、別に定めるところにより設置する長崎市成年後見開始申立審査委員会に意見を求めるものとする。

(審判請求の手続)

第3条 市長は、前条の審判請求の事前考察の結果、審判請求が適当と判断されたときは、速やかに本人に係る審判を管轄する家庭裁判所に審判請求を行うものとする。

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第5条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき事情があると判断した場合、負担した審判請求費用の求償権を得るため、法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを当該家庭裁判所に対し行うものとする。

（成年後見人等の報酬助成）

第6条 市長は、審判請求により選任された成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所が報酬の付与及びその額を決定した場合において、本人が次の各号のいずれかに該当するときは、本人に対して報酬の支払いに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護受給者及びこれに準ずる者
- (2) 市県民税が非課税であり、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な状況にある者
- (3) その他市長が特に必要であると認める者

2 前項の規定により支給する助成金（以下「報酬助成金」という。）の額は、家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬の額に相当する額とする。ただし、本人が施設に入所している場合にあつては月額18,000円をその他の場合にあつては28,000円を上限とする。

（支給の申請）

第7条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、家庭裁判所が成年後見人等の報酬を決定した後、成年後見人等の報酬助成金支給申請書（第1号様式）に報酬付与の審判の内容、本人の資産状況等が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（支給の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、これを審査し、報酬助成金の支給の適否を決定し、成年後見人等の報酬助成金支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に対して通知するものとする。

（支給の方法）

第9条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、成年後見人等の報酬助成金請求書（第3号様式）により、速やかに報酬の支払いに要する費用に係る報酬助成金の支給の請求をしなければならない。

2 市長は、成年後見人等の報酬助成金請求書により支給決定者が指定した預金口座（本人

名義の口座に限る。)に報酬助成金を振り込むものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第10条 報酬助成金の支給を受ける者の成年後見人等は、本人の資産状況、生活状況等に  
変化があつた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の廃止等)

第11条 市長は、報酬助成金の支給の決定を受けた者の死亡又は資産状況、生活状況等の  
変化により、助成の根拠が変化したときは、助成を廃止し、又は報酬助成金の額の増減を  
行うことができる。

(決定の取消)

第12条 市長は、報酬助成金の支給の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により報  
酬助成金の支給の決定を受け、又はその支給を受けた場合は、報酬助成金の交付の決定の  
全部又は一部を取り消すことができる。

(報酬助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに  
係る部分に関し、既に報酬助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命  
ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成13年10月30日告示第415号)

この要綱は、平成13年10月30日から施行する。

附 則 (平成15年6月19日告示第314号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成17年9月26日告示第498号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成18年9月26日告示第705号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月2日告示第57号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年4月1日以降に成年後見人等が家庭裁判所  
に行う報酬付与の申立てに係る報酬の助成から適用する。

附 則 (平成27年12月28日告示第794号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

